

○柘植地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、柘植地域まちづくり協議会（以下、「協議会」という）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、伊賀市自治基本条例の趣旨に従い、柘植地域を住みよい地域にするため、柘植地域まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」という）に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 伊賀市行政あるいは柘植地域各区（自治会）との協働事業の実施
- (4) 伊賀市と協定を結ぶまちづくりに関する基本協定書に関する業務の実施
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 この協議会は、次の者をもって構成する（以下、「協議会構成員」という）。

- (1) 柘植地域に在住または在勤する者
- (2) 柘植地域の各区（自治会）
- (2) 柘植地域で活動する団体
- (3) 柘植地域に所在する事業所

第2章 役 員

(役 員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名（うち1名は男性又は女性とする）
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名

2 役員は、協議会構成員の中から総会において選出する。

(監 事)

第6条 この協議会に、監事2名を置く。

- 2 監事は、協議会構成員の中から総会において選出する。
- 3 監事は、会の運営及び財務会計の監査にあたる。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 書記は、協議会の事務を総括する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を行う。

(役員・監事の任期)

第8条 役員・監事の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問の設置)

第9条 この協議会に、顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会において推薦し、総会において決定する。

第3章 会 議

(総 会)

第10条 総会は、次の者（以下、「総会構成員」という）をもって構成する。

- (1) 各区長
- (2) 区長が推薦する者
- (3) 協議会の趣旨に賛同しその活動に参加する者で、運営委員会において確認された者
- 2 総会は、協議会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、規約の改廃、その他重要事項を審議決定する。
- 3 総会は、毎年1回定期総会を開催する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 会長が必要と認めるとき、あるいは第1項の構成員の半数以上の者から要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、第5条第1項の者（会長、副会長、書記、会計）、第10条第1項第1号（各区長）、第12条第2項の者（各分野別部会の部会長及び副部会長）をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部 会)

第12条 部会として、分野別部会及び特別部会を置き、各所管に関わる事項を審議及び実践する。その招集は、部会長がこれを行う。

- 2 分野別部会として、次のものを置く。
 - (1) 人権・同和部会
 - (2) 健康・福祉部会
 - (3) 生活・環境部会
 - (4) 教育・文化部会
 - (5) 産業・交流部会
- 3 特別部会として、次のものを置く。
 - (1) 区長部会
 - (2) 女性部会
- 4 部会は、第10条第1項の者（総会構成員）をもって構成する（以下、「部会構成員」という）。但し、前項第1号は、各区長をもって、同項第2号は、女性により構成する。
- 5 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会構成員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 部会長及び副部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 9 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 10 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第13条 協議会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会は、次の者を構成員とする。

(1) 関係する部会長及び部会構成員

(2) 各区の関係者

(3) 各事業の趣旨に賛同する者

3 実行委員会には、実行委員長を置き、実行委員会構成員の中から選出する。

(会議の開催及び運営)

第14条 総会及び運営委員会（以下、「会議」という）は、各会議の構成員の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ、これを開くことができない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議の開催及び議題については、事前に周知するよう努めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会計及び監査

(会計)

第15条 協議会の会計は、交付金、補助金、その他収入をもってこれをあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第16条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

第5章 事務局

(事務局体制)

第17条 協議会の企画広報など、円滑な協議会運営の事務を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、柘植地区市民センター内に置く。

3 事務局に事務局長と事務局次長を置き、事務局職員を配置する。但し、事務局長は、書記がそれにあたるものとする。

(事務局職員)

第18条 事務局次長及び事務局職員は、協議会構成員の中から会長が指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第6章 雑則

(部会長会議)

第19条 協議会の業務に関する協議のため、役員及び部会長で構成する部会長会議を必要に応じて開催することができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成16年2月16日から施行する。

この規約は、平成16年3月8日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。